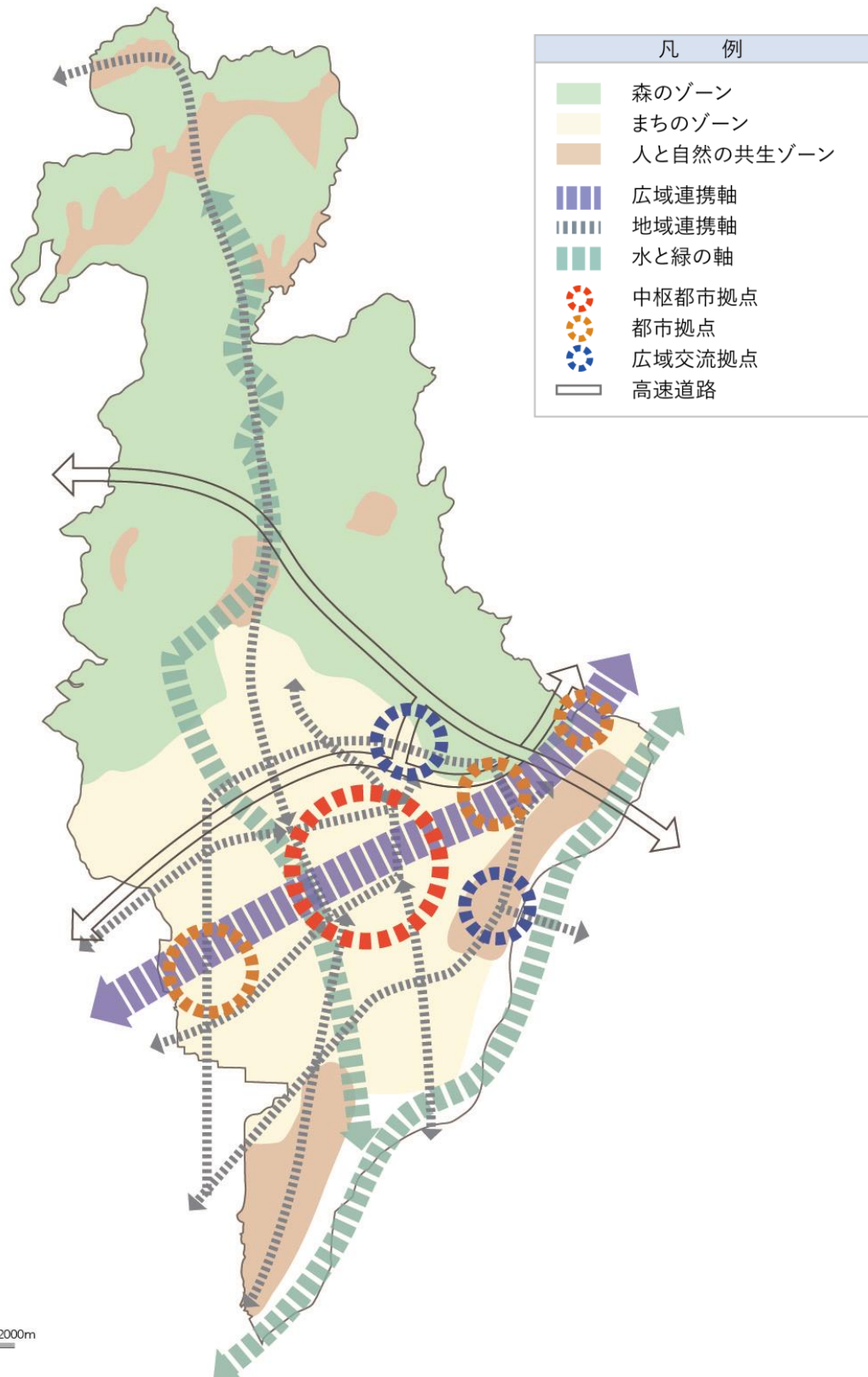

第 3 章

全体構想

01 将来都市構造

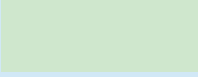
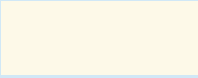
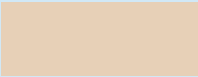
都市づくりの方向性に基づき、将来都市構造を次のとおり整理します。

将来都市構造は、自然環境や土地利用、積み重ねた社会資本等を基盤とし、主要な都市機能の配置など都市の骨格構造として、「ゾーン」・「軸」・「拠点」の3つの要素を重ね合わせることで示します。






将来都市構造図




1 ゾーン：同じ方向性を持った土地利用のまとめ

<p>森のゾーン</p> 	<p>北部の森林が広がる区域を位置づけ、森林の適切な保全と活用により、自然環境や景観が維持された森のめぐみを感じられるゾーンの形成を図ります。</p>
<p>まちのゾーン</p> 	<p>鉄道駅周辺や郊外に広がる市街地で構成される区域を位置づけ、都市機能の充足や公共交通の確保、地域資源の活用などにより、住みやすいと思える魅力あるゾーンの形成を図ります。</p>
<p>人と自然の共生ゾーン</p> 	<p>集落地と農地などで構成される区域を位置づけ、周辺の自然環境や優良な農地の保全とともに、住環境の維持・改善に努め、人と自然が共生するゾーンの形成を図ります。</p>

2 軸：人やものなどの移動や連携を促すネットワーク

<p>広域連携軸</p> 	<p>国道171号や鉄道といった京阪神の各都市を結ぶ交通基盤などを位置づけ、これらの機能強化により、都市間交流の更なる活性化を促す軸の形成を図ります。</p>
<p>地域連携軸</p> 	<p>放射状幹線道路や環状幹線道路などを位置づけ、拠点や市内各所への移動の円滑化を推進することで、市民の日常生活を支えるとともに、地域の連携や交流を深める軸の形成を図ります。</p>
<p>水と緑の軸</p> 	<p>淀川や芥川、その沿川などを位置づけ、市民の安全を確保しつつ、生物多様性に配慮した水辺環境を創出することで、水と緑を身近に感じられる軸の形成を図ります。</p>

3 拠点：人・もの・情報などが集まり、交流が生まれる場所

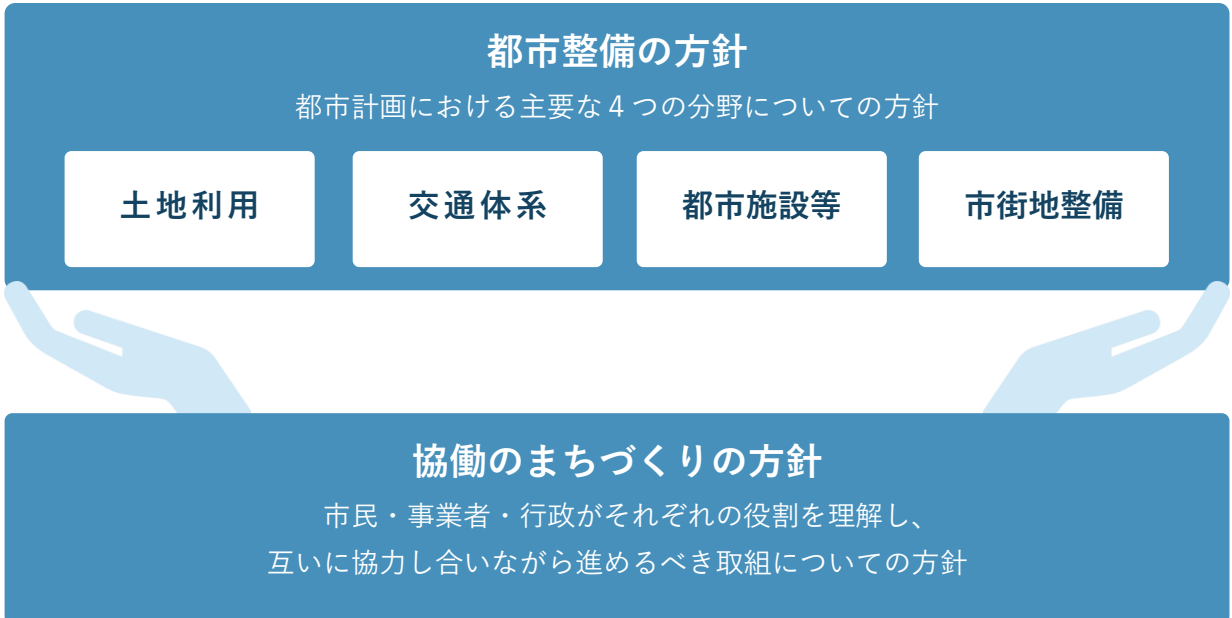
<p>中枢都市拠点</p> 	<p>J R高槻駅及び阪急高槻市駅の周辺エリアを位置づけ、にぎわいや活力を支える多様で高度な都市機能の集積により、本市の顔としてふさわしい中枢的な拠点の形成を図ります。</p>
<p>都市拠点</p> 	<p>富田と上牧の鉄道駅及び設置を検討する新駅の各周辺エリアを位置づけ、地域特性に応じた都市機能の集積により、市民の日常生活を支える拠点の形成を図ります。</p>
<p>広域交流拠点</p> 	<p>高槻インターチェンジ、十三高槻線沿道の各周辺エリアを位置づけ、高い立地ポテンシャルを有効に活用することで、本市の経済活力の増進や地域活力の維持向上につながる拠点の形成を図ります。</p>

02 分野別の方針

将来都市構造に基づいた都市づくりを実行するための基本的な考え方として、分野別の方針を示します。

分野別の方針は、「都市整備の方針」と「協働のまちづくりの方針」で構成します。そのうち、都市整備の方針は、「土地利用」「交通体系」「都市施設等」「市街地整備」の都市計画における主要な4つの分野についての方針を示し、協働のまちづくりの方針は、都市づくりに関わる多様な主体がそれぞれの役割を理解し、互いに協力し合いながら進めるべき取組についての方針を示します。

ここで、協働のまちづくりとは、都市づくりの共通目標の達成に向け、都市施設の整備や市街地開発などのハード面だけでなく、それらをフォローアップするようなソフト面について、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、互いに協力し合いながら進めるべき取組を指しており、今後の都市づくりにおいて重要な役割を担うものとなります。



分野別の方針の構成

住民参加の必要性

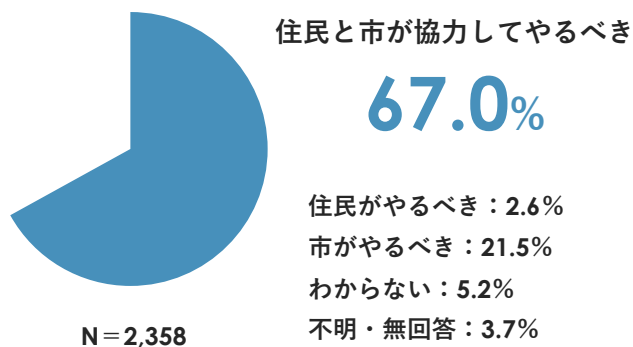


社会環境の変化によって、都市が抱える問題は多様化・複雑化しており、その地域性や個別性も高まっています。さらに、税収の減少や扶助費の増加など、厳しい財政見通しが予想される中、行政だけで都市づくりに取り組むことは非常に難しい状況となっています。

そのため、今後の都市づくりにおいては、これまで以上に協働のまちづくりを推進し、地域の実情に応じた計画的な取組の実施や効率的な問題解決など、きめ細かな都市づくりが実現できるよう、地域をよく知る住民の積極的な参加が、より一層必要となっています。

これは、市民意識調査（平成30（2018）年度）でも、地域におけるまちづくりの企画・立案は「住民と市が協力してやるべき」との回答が約7割を占めており、多くの市民が、住民参加の必要性を認識しているといえます。

【問】あなたは「地域におけるまちづくりの企画・立案」への住民参加の必要性について、どのように思いますか。

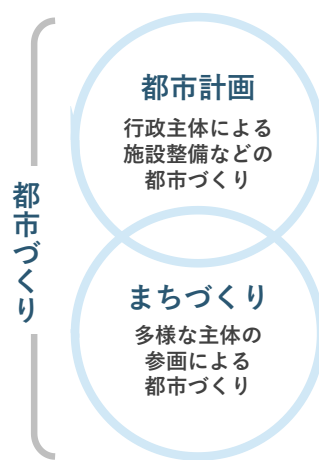


（資料：平成30年度高槻市都市計画マスタープラン改定に向けた市民意識調査）

地域におけるまちづくりの企画・立案に対する住民参加の必要性

都市づくりとまちづくり

都市づくりとまちづくりは、それぞれ人によって捉え方に違いがありますが、都市計画マスタープランでは、私たちの暮らしをより良いものにするために都市をつくることを都市づくりとしています。例えば、土地の使い方を定めたり、移動しやすい道路をつくったり、子ども達が遊ぶことができる公園をつくる、といったことが都市づくりとして挙げられます。これまでは、これら都市づくりを行政が主体となり、都市計画として都市という空間をより良いものにしてきました。それに対し、市民をはじめ、多様な主体が参画して行う都市づくりがまちづくりです。近年は地域が抱える問題・課題が多様化・複雑化しており、行政側によるアプローチだけでは解決することが困難になっていることから、私たちの都市や暮らしをより良いものにしていくために、まちづくりに取り組むことが必要となっています。



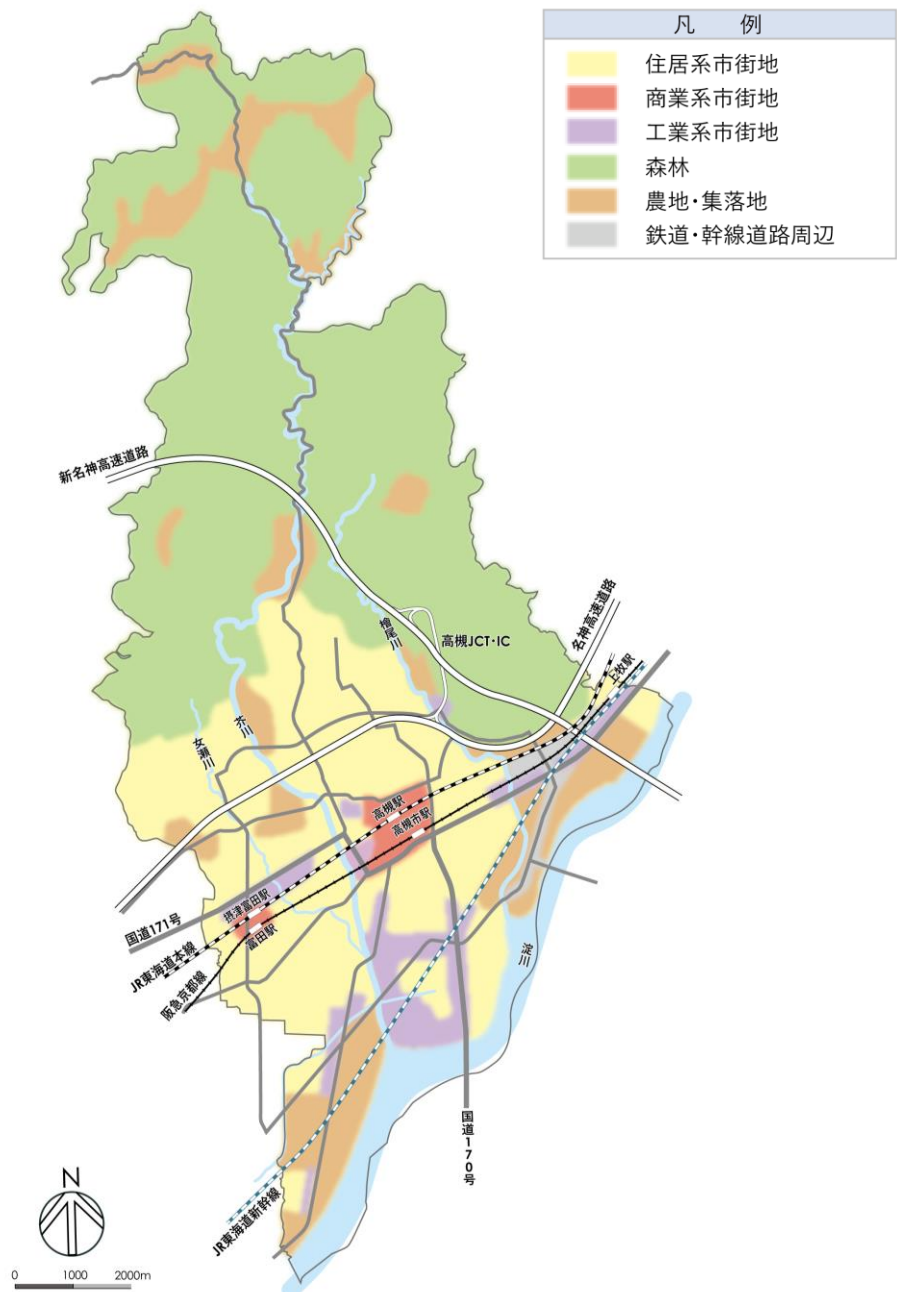
都市計画マスタープラン
における都市づくりの概念

03 都市整備の方針

1 土地利用

基本的な考え方

- ✓ 無秩序な市街地の拡散を抑制し、高水準な人口密度が維持されたコンパクトな都市づくりを推進
- ✓ まとまりのある空間形成を基本とし、住むところや働くところ、にぎわいや交流を促すところなど、計画的かつ適正に配置された土地利用を誘導
- ✓ 市域の大半を占める森林・農地は、多面的機能を有することから、適切な保全による都市と自然が共存した土地利用を誘導



土地利用の方針図

03 都市整備の方針

住居系市街地

- 居住を適切に誘導するとともに、地域の環境や特性に応じ、市民が快適に暮らせる良好な住環境を形成します。
- 徒歩生活圏においては、スーパーマーケットや保育園などの立地を誘導し、日常的な生活サービスの確保・維持を図ります。
- 建築協定*・景観協定*・地区計画の活用など、地域の取組に応じた良好な住環境の保全を促進します。
- 水害や土砂災害などの災害リスクを踏まえた居住の在り方等について検討します。
- 市街地の農地については、生産緑地地区制度の活用により、適切な保全を誘導します。

商業系市街地

- 商業・医療・福祉などの都市機能の集積や高度化により、市民生活の質を高める魅力的な土地利用を誘導します。
- 価値観やライフスタイルの変化など、多様なニーズに対応した柔軟な土地利用の誘導について検討します。
- 大規模集客施設*については、都市基盤や交通、周辺環境への影響などを考慮した立地を誘導します。

工業系市街地

- 工場等の操業環境の維持・増進を基本とし、本来の用途を尊重した土地利用を誘導します。
- 住宅と工場等が混在する地域では、互いに共存できる調和のとれた土地利用を誘導します。

森 林

- 水源かん養や防災など、多面的機能を有することから、無秩序な開発を抑制し、適切な保全を誘導します。

農地・集落地

- 農地については、環境保全や防災などの多面的機能を有することから、基盤整備を通じた営農環境の向上を図るとともに、無秩序な開発を抑制し、適切な保全を誘導します。
- 集落地においては、営農意欲や新しい価値観を持つ居住者の受け入れを支援するとともに、日常的な生活サービスの維持・改善に努めます。

鉄道・幹線道路周辺

- 設置を検討する新駅や新たに整備される幹線道路の周辺においては、地域特性に応じた計画的な土地利用を誘導します。

そ の 他

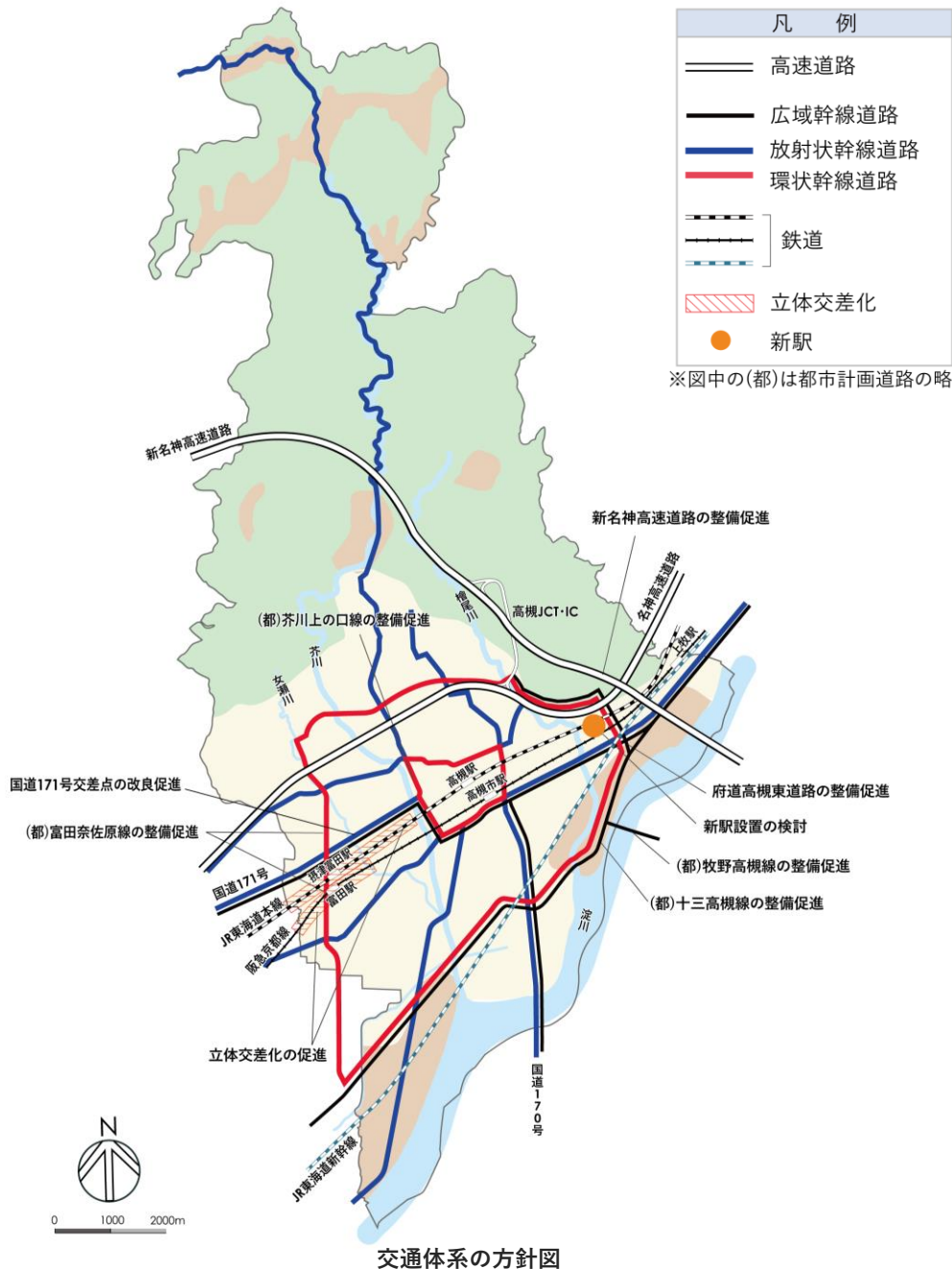
- 地域の土地利用動向を踏まえ、大規模な土地利用転換や計画的なまちづくりが行われる際には、都市計画の見直しについて検討します。
- 公的賃貸住宅の更新等に際しては、周辺のまちなみや立地特性に応じた質の高い土地利用を誘導します。
- 市街化調整区域*においては、無秩序な開発を抑制し、必要に応じて地区計画を活用するなど、適切な土地利用を誘導します。

03 都市整備の方針

2 交通体系

基本的な考え方

- ✓ 都市拠点と地域の徒歩生活圏を結ぶネットワークの形成と持続可能な交通体系を構築
- ✓ 都市拠点を中心に、歩行者の安全性や回遊性の向上、交通結節機能の強化による誰もが移動しやすい交通環境を形成
- ✓ 都市間交流を活性化させる広域交通ネットワークを強化
- ✓ 多重ネットワークを形成するとともに、災害時の避難路、延焼遮断空間等として機能する災害に強い交通体系を構築



03 都市整備の方針

幹線道路

- 都市計画道路*は、事業を契機とした都市計画の変更や長期未着手路線の適時適切な見直し等について検討し、優先度を踏まえた整備を推進します。
- 国土軸を形成する新名神高速道路の整備を促進し、交通利便性の更なる向上とともに、都市間連携の強化や地域経済の活性化を図ります。
- (都) 牧野高槻線の整備促進など、広域的な都市間の移動を支える広域幹線道路ネットワークを形成します。
- (都) 十三高槻線、府道高槻東道路、(都) 富田奈佐原線、(都) 芥川上の口線の整備促進など、周辺地域間のスムーズな移動を支え、高槻中枢都市拠点への通過交通の流入を抑制する環状幹線道路ネットワークを形成します。
- 高槻中枢都市拠点へのアクセス性を高める放射状幹線道路ネットワークを形成します。
- 国道171号などの主要な交差点の改良により、混雑緩和や安全性の向上を図ります。
- 舗装や橋梁については、長寿命化*や耐震化など、道路施設の特性に応じた適切な維持管理に努めます。

生活道路

- 通学路などについては、歩行空間の確保や交通安全施設等の整備などにより、誰もが安全に通行できる環境を形成します。
- 細街路については、市民の理解と協力を得た適切な整備の促進により、防災性の向上や良好な住環境を創出します。

鉄道・交通結節点*

- 鉄道駅及びその周辺においては、地域特性に応じた交通結節機能の強化やバリアフリー化を推進します。
- 道路と鉄道の立体交差化の促進により、踏切事故や地域分断の解消を図るとともに、周辺市街地の整備について検討します。
- 交通利便性の更なる向上とともに、新たな拠点形成の核となる新駅設置について検討します。
- 鉄道駅周辺においては、歩行者の安全性・回遊性の向上により、歩行者中心の交通体系を構築するとともに、居心地が良く歩きたくなるまちなかを創出します。

地域公共交通*

- バス路線については、利用実態や地域ニーズを踏まえた効率的な輸送体系を構築します。
- バス待ち環境や乗り継ぎ利便性の改善などにより、バスの利用環境の向上を推進します。
- ICT等を活用した新たな交通サービスの導入検討などにより、持続可能な交通体系を構築します。

徒歩・自転車

- 道路空間の再配分や無電柱化、バリアフリー化等により、歩行者・自転車利用者の安全性・快適性の向上を図ります。

駐車場

- 官民の適切な役割分担を図りつつ、需要に応じた駐車対策に努めます。

03 都市整備の方針

3 都市施設等

基本的な考え方

- ✓ 公園・緑地、河川・水路等の整備や地域資源の活用などにより、やすらぎと魅力を感じる都市空間を形成
- ✓ 各種施設の長寿命化や有効活用など、長期的な視点に基づく、効率的なアセットマネジメント*を推進
- ✓ 災害に強く、安全性の高い都市の形成に資する各種施設の整備を推進



都市施設等の方針図

03 都市整備の方針

公園・緑地等

- 高槻城公園や安満遺跡公園、摂津峡公園など、貴重な歴史・文化資産や自然環境の活用により、市内外からの交流を促す、魅力ある公園整備を推進します。
- 三好山の芥川山城跡については、国の史跡指定に向けた取組を進めるとともに、恒久的な保存と今後の活用について検討します。
- 淀川河川公園の整備を促進し、自然環境や貴重な歴史・文化資産、人との関わりを大切に、淀川流域とその周辺の人々が将来にわたって、安全に憩うことができる空間を形成します。
- 芥川緑地については、豊かな自然の中で、健康づくりやレクリエーションといった公園の機能を幅広い世代が利用できる空間を形成します。
- 既設公園については、公園施設の改修・更新など、適切な維持管理を推進するとともに、子どもや高齢者など幅広い世代に有効に活用されるよう、在り方について検討します。
- 公園は、避難地や延焼遮断空間、応急仮設住宅建設の候補地として、防災機能を付加した整備に努めます。

河川・水路・ため池

- 更なる河川改修の促進により、水害に対する市街地の安全性向上を図るとともに、気候変動等を踏まえ、想定最大規模降雨を対象とした警戒避難体制の在り方について検討します。
- 流下能力などの機能確保とあわせて、水辺に親しめる憩いとうるおいのある空間を形成します。

水道・下水道

- 施設及び管路の計画的な更新や耐震化に取り組み、いかなる自然災害においても安定的な給水と下水処理機能を確認します。
- 予防保全型の維持管理を行い、施設の老朽化による機能不全や道路陥没などの事故防止に努めます。
- 避難所となる小・中学校等へのマンホールトイレ*の整備などにより、災害時における衛生環境を確認します。
- ハードとソフトを組み合わせ合わせた総合雨水対策を推進し、浸水被害の軽減を図ります。

ごみ焼却場

- 処理施設の維持・更新により、安定的で効率的なごみ処理を推進します。
- ごみや焼却残灰の減量に努め、最終処分地の延命を図るとともに、最終処分跡地利用等について検討します。
- ごみの資源化や余熱利用などの循環型都市施設の整備に努めるとともに、地球環境に配慮したエネルギー利用を推進します。

公共施設

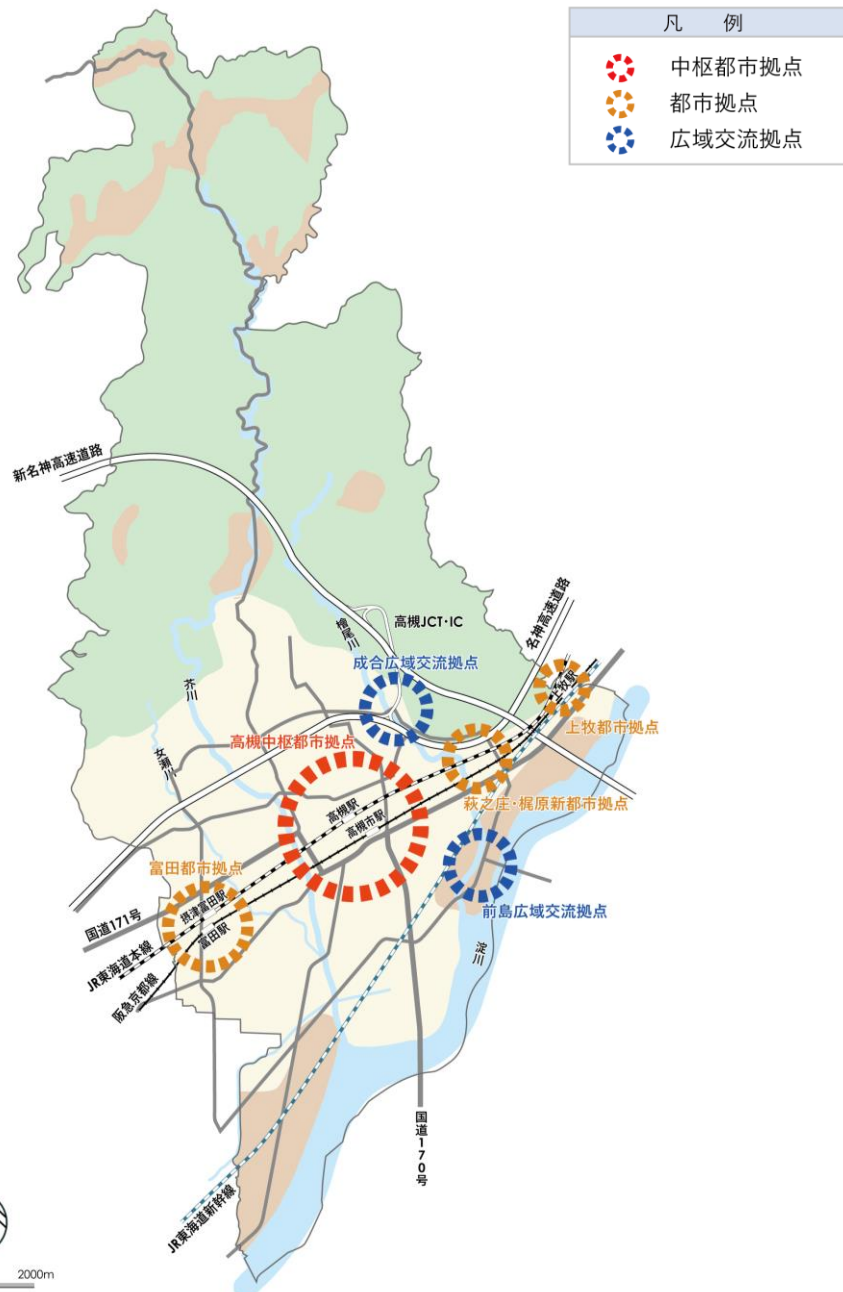
- 老朽化した公共施設については、計画的に長寿命化や更新に取り組みます。
- 改修や再整備に当たっては、バリアフリー化に努め、施設利用者の利便性や快適性の向上を推進します。

03 都市整備の方針

4 市街地整備

基本的な考え方

- ✓ 都市拠点においては、都市機能の集積や高度化を誘導
- ✓ 地域特性をいかした質の高い市街地の整備を計画的に推進
- ✓ 民間建築物の耐震化・不燃化など、災害に強く、安全性の高い市街地を形成



市街地整備の方針図

03 都市整備の方針

高槻中枢都市拠点

- 商業・医療・福祉・文教・交流など、都市機能の集積や高度化を誘導し、まちなか居住の促進と多様な交流によるにぎわいを創出します。
- 良好な都市景観への配慮など、高槻の玄関口にふさわしい、風格と魅力ある都市空間を形成します。
- 高槻城跡など、歴史・文化をはじめとする地域資源と周辺公共施設が調和した都市づくりにより、にぎわいと活力の向上を図ります。

富田都市拠点

- 老朽化が進む公共施設の再構築や施設一体型小中一貫校の設置に取り組むとともに、都市機能の集積を誘導するなど、西部の都市拠点にふさわしいまちを形成します。
- 都市基盤の強化を促進し、安全性・快適性の向上を図ります。
- 造り酒屋や神社仏閣など、貴重な歴史・文化資産を活用し、にぎわいと活力のある拠点を形成します。

上牧都市拠点

- 生活サービスを維持するとともに、地区計画の適切な運用により、住環境の向上を図ります。

萩之庄・梶原新都市拠点

- 新駅設置や幹線道路の整備など、交通環境の変化を適切に捉えた計画的な都市づくりについて検討します。

成合広域交流拠点

- 高槻インターチェンジ周辺においては、土地区画整理事業により、経済活力を高める都市機能の誘導を図ります。

前島広域交流拠点

- (都)十三高槻線や(都)牧野高槻線の沿道では、高い立地ポテンシャルをいかした地域活力の増進につながる都市機能の誘導を図ります。

住宅・住環境

- 長期優良住宅*の普及や既存住宅の適切な建て替え等の促進により、質の高い住宅ストックを形成します。
- 地域の景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物等については、周辺地域と調和した形態・意匠・色彩などの規制・誘導により、良好な景観形成を図ります。
- みどりにふれあう機会を増やす市街地の緑化などにより、ゆとりとうるおいのある住環境を形成します。
- 健全な空家については、地域活性化のための有効な資産と捉え、流通・利活用を促進します。
- 管理不全の空家の改善や危険なブロック塀等の撤去を促進し、災害時の倒壊被害の軽減など、市街地の安全性を確保します。
- 建築物の不燃化を促進するとともに、旧耐震建築物については、耐震診断・改修への啓発・支援を推進することで、災害に強い市街地を形成します。

その他

- ICT等を活用した地域課題の解決など、市民生活の質を向上させる取組について検討します。
- 平時から災害の発生を想定した事前準備に取り組み、有事の際にも迅速に復興できる都市を形成します。

04 協働のまちづくりの方針

協働のまちづくりの推進に当たっては、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を理解し、効果的な連携を図る仕組みづくりを進めていきます。

各主体の役割を理解する

市民 まちづくりの主役として、地域のまちづくりへの関心を高めつつ、市民一人一人がまちの一員としての認識を持ち、様々なアイデアを出し合うなど、まちづくりへの積極的な参画が求められます。

事業者 市民と同様にまちづくりの重要な役割を担う地域社会の一員として、本市のめざす都市像を十分に理解するとともに、市民及び行政との協力関係を築きながら、事業活動等を通じた地域社会への貢献が求められます。

行政 協働で取り組むべきまちづくりにおいて、市民・事業者への支援とコーディネート役割を担い、必要な情報の提供や活動を支援します。また、各種事業を進めるための手法等の調査・研究や開発行為への指導を行い、効果的かつ計画的なまちづくりを進めます。

自分たちのまちを知る

めざす都市像を実現するためには、都市計画マスタープランの周知などにより、まちづくりに関わる市民・事業者・行政が目標を共有することが必要です。また、まちづくりに関する情報の提供や地域課題の共有などについても推進します。

【取組の具体例】

- 都市計画マスタープランの周知
- 都市計画情報・まちづくり情報の公開
- まちづくり勉強会・出前講座の実施
- ハザードマップの周知 など



自分たちのまちを考える



全ての市民が地域に誇りと愛着を持ち、「自分たちのまちは自分たちがつくる」という考えのもと、まちづくりの担い手として協働意識の醸成を推進します。また、市民が関心を持つまちづくりの活動分野について、必要な知識などを学ぶことができる機会の充実を図ります。

【取組の具体例】

- まちづくりワークショップの実施
- モビリティマネジメント*の実施
- バリアフリー総合学習の実施
- 自主防災組織の結成支援
- 市民農園や学習田等の実施
- 森林体験学習の実施
- 景観イベントの実施
- 緑化リーダーの育成 など



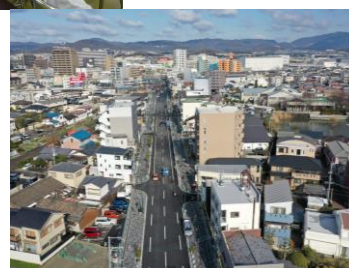
地域でまちづくりに取り組む



まちづくりの担い手が活用できる各種制度について助言するとともに、市民のまちづくり活動をサポートするなど、各主体が協働・連携したまちづくりを推進します。また、地域のまちづくり活動が持続できるよう、組織づくりや技術的な支援について、地域の状況に応じた支援を図ります。

【取組の具体例】

- エリアマネジメント*の導入
- 地域が主体となった交通体系の確立
- アドプト制度の活用
- 協働による川づくりの促進
- 防災訓練の実施
- 都市計画提案制度等の活用 など



第 1 章

都市計画マスタープラン
について

第 2 章

めざす都市像

第 3 章

全体構想

第 4 章

地域別構想

第 5 章

都市づくりの推進
に向けて

参考資料